

學校
讀本
小學生徒心得

K110,1
34

B

I

238-22



明治十七年八月改刻

學校
讀本
小學生徒心得

東京府

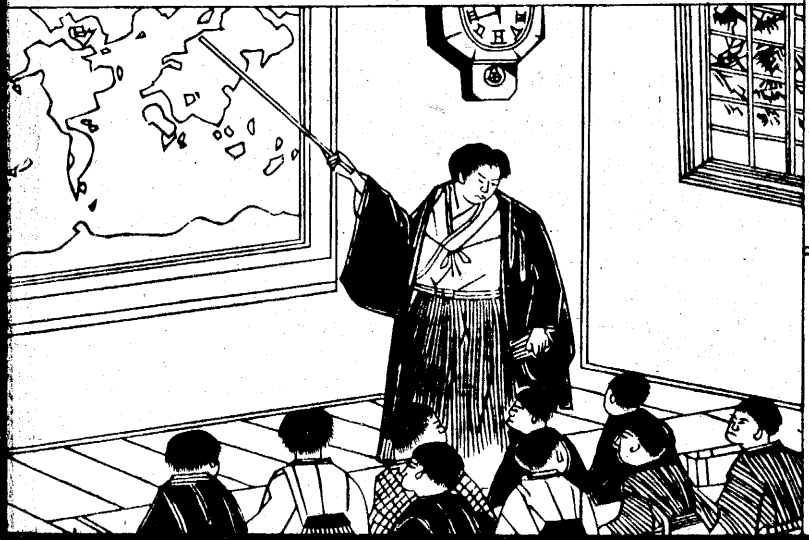
小學生徒心得

第一條

學文を爲すの他亦一智を開き身を脩め才藝を長一人は頼らずして自營の道を立つるにありされば生徒たるもの第一身の行を正しく常に學業を勉勵し將來の幸福を受る様心懸くること肝要なり

第二條

常ニ舉止言語を慎
 み一意ニ教師の指
 揮に従ひて教を受
 くべし苟且ニも粗
 暴の振舞をなし他
 生の嘲笑をうけぎ
 る様心かくべし



第三條

教師ハ我ニ學術を授くる恩人なり常
 ニ敬禮の意を失ふべからず

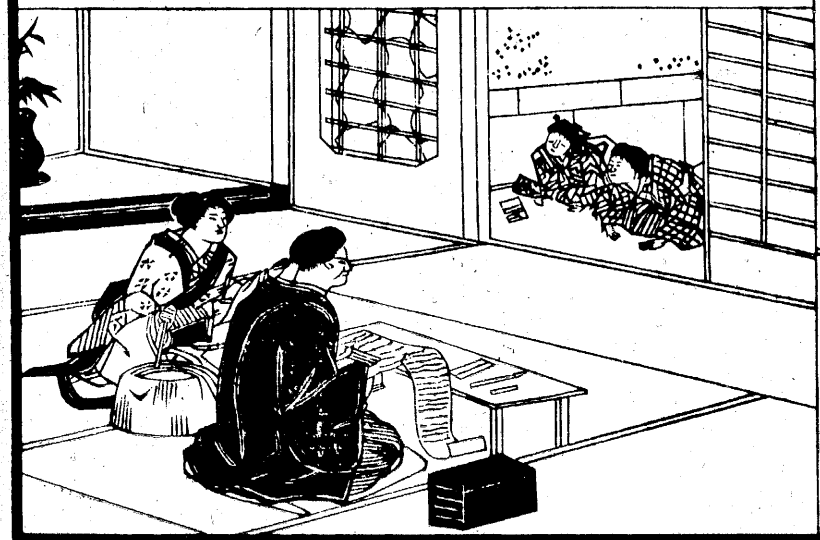
第四條

朝ハかならざ早く起き先衣服を著替
 へ顔と手を洗ひ口を嗽き髪を櫛り而
 して後尊長に一禮をふして其安否を
 伺ふべし

第五條

毎朝食事終れば學校より出る用意を爲し教場にて用ゐるべき書物石盤等を取り落さざる様致すべし

第六條



學校より登るべき刻限ハ課業の始る刻限の十分前たるべし

第七條

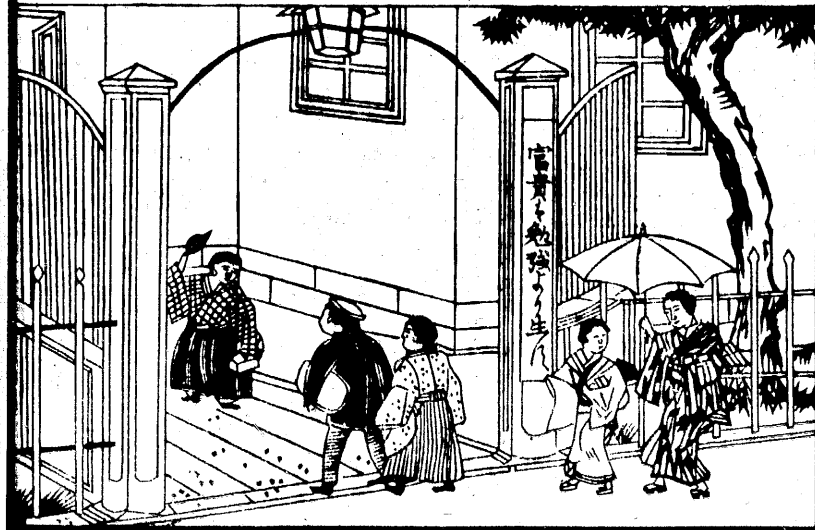
學校に至れば先扣所より入り行廚を我坐席より置き教師の差圖を待ちて教場に入らざるべし決して高聲遊戯など爲すべからず

第八條

教場に入りにて席に
就くときハ教師ハ
敬禮を行ふべし

第九條

若事故ありて出校
の刻限ハ後れたる
ときは其由を教師
ハ告げて差圖を受



くべし

第十條

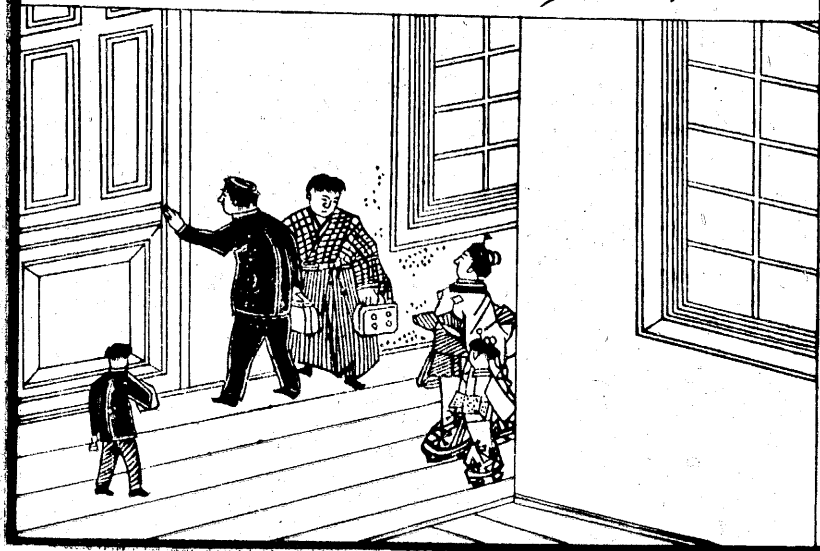
教を受るときは勿論總て我意我慢を
出まべからず教場にて己の意を迷ん
ど欲せば右の手を揚げて其意を知ら
しめ教師の許可を受けて後れだやか
ら言すべし

第十一條

教師は告げずして
みだりな教場の出
入をなすべからず

第十二條

障子襖の開閉は静
にたし書物器械は
叮嚀し取扱ひ破損
せざる様又行廚は



静に食し人と湯茶を争ひ或は衣服な
ど濡さぬ様注意すべし

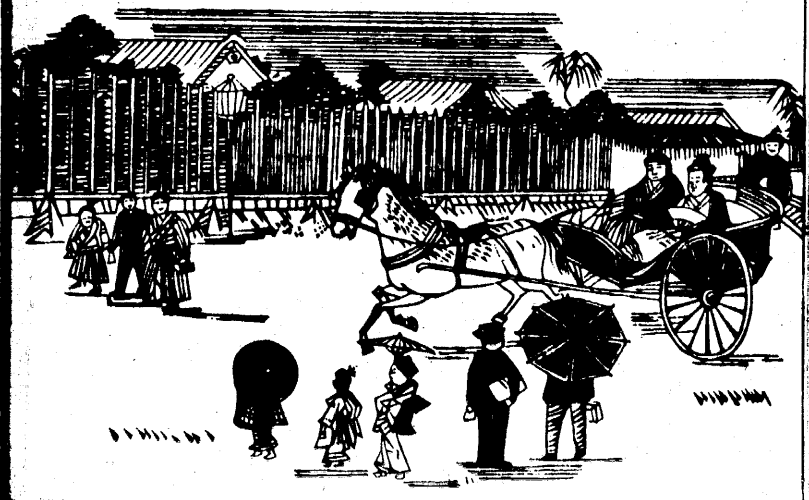
第十三條

教場は於書籍石盤等を出し納れする
ときハ響の聞えざる様に注意し又壁
塀其他の物に濫書し又ハ外見雑談を
なすべからず

第十四條

學校より往返する途
中より於遊び戯るべ
からず若車馬等より
行逢ふときハ其通
り過るを待ち決し
て其前を馳過ぐべ
からず

第十五條



自宅へ歸りたるときと他出するとき
ハ其由を尊長より告げ敬禮をなすべし
但學校より歸りたるときハ必目課
優劣表を尊長に示さべし

第十六條

雨天のときハ別して傘はきものを取
揃へ置き退校のとき錯亂なき様注意
すべし

第十七條

學文をなすとも身體健康ならざれば
其詮なかるべし常々左の條件を守り
て自ら病を招くべからず

第一 課業畢る毎に體操場より出て
運動をなすべし

第二 運動をなすとも奔走するこ
と度に過ぐべからず

第三 熱き湯茶

を強く飲

むべから

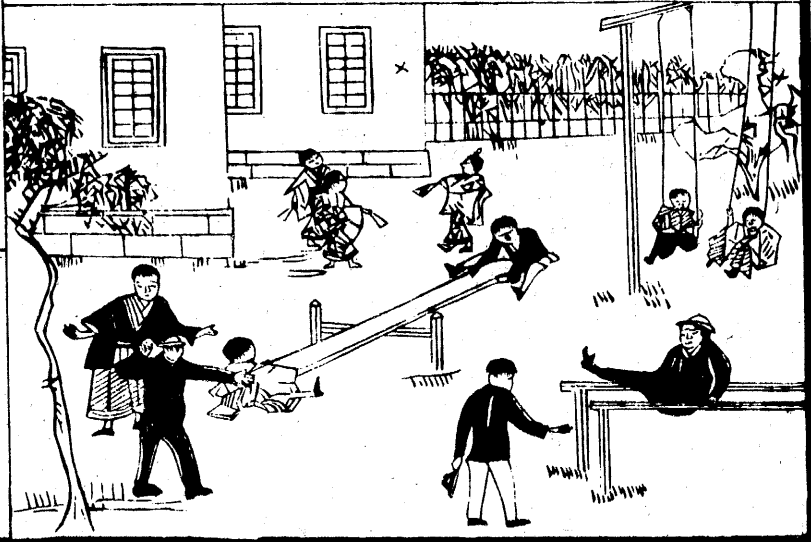
ず

第四 字を寫し

算を學ぶ

に體を曲

げ胸を屈



セベからず

第五 雨天は傘なくして歩行をベ
からず

第六 冠物なくして炎天を冒し跣
足にして雪中を行くべから
ず

第十八條

急な覺えんとするときは却て忘れ易

きものなれば一事を覺えて後一事に
移る様に心掛くべし

第十九條

覺え惡として決して倦み怠るべからず
怠らず勉強するとき自然に覺ゆる
ものなり

但其日は教を受しことい退校の後
尊長の前より復讀を爲すべし

K1101

第二十條

朋友と睦しく交り
決して不敬不遜の
振舞あるべからず
又人を誹謗すべか
らず

第二十一條

人より争を仕懸と



も決して之と争ふべからず其由を教
師に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又ハ知己の人と出逢と
きハ敬禮をなすべし
小學生徒心得終

K110,1-34

明治十七年 翻刺御届

八月十三日

同十七年 出版
第八月

翻刺人

天野猪之助

定價貳錢五厘

東京牛込神楽町貳拾三番地